

提言

## 文化財の次世代への確かな継承

—災害を前提とした保護対策の構築をめざして—



平成26年（2014年）6月24日

日本学術会議

史学委員会

文化財の保護と活用に関する分科会

この提言は、日本学術会議史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

#### 日本学術会議史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会

委員長	木下 尚子	(第一部会員)	熊本大学文学部教授
副委員長	関 雄二	(連携会員)	国立民族学博物館研究戦略センター教授
幹事	石川日出志	(連携会員)	明治大学文学部教授
幹事	新美 倫子	(連携会員)	名古屋大学博物館准教授
	井上 洋一	(連携会員)	九州国立博物館学芸部長
	岩本 通弥	(連携会員)	東京大学大学院・総合文化研究科教授
	宇野 隆夫	(連携会員)	帝塚山大学文学部教授
	坂井 秀弥	(連携会員)	奈良大学文学部教授
	佐川 正敏	(連携会員)	東北学院大学文学部教授
	武末 純一	(連携会員)	福岡大学人文学部教授
	常木 晃	(連携会員)	筑波大学人文社会系教授
	新田 栄治	(連携会員)	鹿児島大学名誉教授
	芳賀 満	(連携会員)	東北大学高度教養教育・学生支援機構教授
	福永 伸哉	(連携会員)	大阪大学大学院文学研究科教授
	本田 光子	(連携会員)	九州国立博物館特任研究員

提言及び参考資料の作成にあたり、以下の方に御協力いただきました。

五味 文彦	放送大学教授
佐藤 大介	東北大学災害科学国際研究所准教授

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務局	中澤 貴生	参事官(審議第一担当)
	渡邊 浩充	参事官(審議第一担当)付参事官補佐
	石部 康子	参事官(審議第一担当)付専門職

# 要 旨

## 1 作成の背景

日本列島には自然災害が多く、平成 23 年（2011 年）の東日本大震災を経験した今日では、災害への備えが日常に不可欠であることを誰もが認識するようになった。文化財保護も例外ではない。

平成 25 年（2013 年）、文化庁は文化財部に文化財等災害対策委員会を設置して、文化財の救出、修復等の方針の検討を開始し、さらに独立行政法人国立文化財機構に文化財防災・救出センター（仮称）（以下「防災・救出センター」という。）を設置する計画を示し、平成 26 年（2014 年）度の文化庁概算要求・要望に掲げた。結果的に平成 26 年（2014 年）度予算では、文化庁からの補助金として、大規模災害時の文化財等の防災・救出のために必要な全国的な体制整備等のための事業費が計上されるに留まったものの、国レベルの施策は一步前進した。

東日本大震災から 3 年を経た現在、被災文化財の救援活動は、一部の地域を除き、応急的な作業から本格的な修復作業に重心を移しつつあり、被災文化財の保護は次の段階に進んでいるといえる。

こうした状況をふまえ、今後の災害を前提とした文化財保護政策の効果的な実現のために、関係する行政機関（文化庁、地方公共団体、博物館・美術館等施設）と研究・高等教育機関（文部科学省、大学）に向けて 4 項目の提言をおこなうものである。

## 2 現状及び問題点

- (1) 東日本大震災を契機に、被災時における文化財保護政策は、国レベルの機関と官民諸組織が連携し、効率的な保護を実現させる必要性が明確になった。そのためには以下の実現が強く望まれる。
  - ・ 行政と、文化財の関係学会・団体、地域に根ざした歴史資料等の保全・保存ネットワーク（以下「資料ネット」という。）との連携・協力
  - ・ 災害に備えた文化財データの組織的な構築と把握
  - ・ 放射能汚染を受けた文化財の救援
- (2) 文化財の防災と救出には地域ごとの文化財専門職員の活動が不可欠であるが、市町村においてはしばしば文化財専門職員を欠き、今後の災害時に支障をきたすことが危惧される。
- (3) 災害遺構（震災遺構を含む）は、災害と復興の記憶を後世に伝える上できわめて高い歴史的・文化的価値をもっているが、現在の文化財保護法では天然記念物としての意味づけにならざるをえず、恒久的な保護政策を実現しにくい状況がある。
- (4) 被災地の復旧から復興において、当該地域の大学が果たす役割は極めて大きい。それぞれの日常的な研究・教育分野を通して、災害に備える役割の一端を担うことが、社会から強く期待されるようになっている。

### 3 提言等の内容

#### (1) 文化財の防災と救出にむけた国レベルの常設機関の必要性和期待される業務

災害に備えた文化財保護の実現のために文化財の防災・救出を担う国レベルの拠点の設置を強く望み、以下の業務を期待する。

- ・ 歴史資料・民俗資料・自然史資料などについて、行政機関と、関係学会・団体ならびに「資料ネット」との連携・協力（人材の提供、情報の共有、資金面での補助）による一体的な文化財救援の実現
- ・ 文化財データベースの組織的整備に向けた長期・短期プランの策定と段階的実現
- ・ 放射能汚染を受けた有形文化財の救済と国外への情報発信

#### (2) 文化財専門職員配置の必要性

市町村における文化財専門職員の配置が、文化財の防災・救援、地域の伝統的精神性の存続の担保、復興にともなう地域づくりに極めて有効であることから、文化財専門職員が配置されていない市町村への配置ならびに一層の充実が必要である。

#### (3) 災害遺構保護の必要性

災害遺構（震災遺構を含む）は、多くの人命や生活を奪った動かぬ証であり、①鎮魂、②歴史事実、③災害の教訓、④復興への象徴の諸点において、後世に伝えるべき歴史的・文化的遺産としての高い価値をもつ。地元のさまざまな検討をふまえて現地での保存が決まった遺構であれば、その意思を積極的に評価し、文化財として恒久的な保護政策の検討が望まれる。

#### (4) 被災文化財救援における大学の役割

被災地の復旧から復興において、当該地域の大学が果たす役割は極めて大きい。大学は、関係学会・団体等への参加や被災文化財を活かした教育によって、災害への備えに協力し、専門教育においては、災害時をも想定した文化財保護教育を工夫することが望ましい。

## 目 次

1	はじめに	1
2	文化財の防災と救出に向けた国レベルの常設機関の必要性と期待される業務	4
(1)	行政機関と、関係学会・団体ならびに「資料ネット」の連携・協力	5
①	三者の連携・協力の必要性	5
②	二者の連携・協力に向けた提案	5
ア	「資料ネット」の偏在	6
イ	「資料ネット」の運営	6
ウ	連携・協力の提案	6
(2)	文化財データベースの構築に向けた長期・短期プランの策定	7
(3)	放射能汚染を受けた文化財の救援	7
3	文化財専門職員配置の必要性	10
(1)	文化財防災・救援の要としての役割	10
(2)	地域の伝統的精神性の存続を担保する役割	10
(3)	復興にともなう地域づくりへの貢献	11
4	災害遺構保護の必要性	12
5	被災文化財救済における大学の役割	13
(1)	地域の文化財保護の拠点として	13
(2)	文化財の救援を生かした教育	13
6	提言	15
	<参考文献>	16
	<参考資料1> 「資料ネット」一覧	17
	<参考資料2> 資料ネットのある都道府県	19
	<参考資料3> 文化庁平成26年度の概算要求・要望（一部抜粋）	20
	<参考資料4> 文化財の保護と活用に関する分科会審議経過	21

## 1 はじめに

明治時代以来、日本の文化財<sup>1</sup>は、重要なものを選別して保護する「指定制度」によって公的に保護されてきた。昭和 25 年（1950 年）には現在の保護行政の基礎となる文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）が制定され、近年ではより緩やかな規制で幅広く保護の網をかける文化財登録制度<sup>2</sup>を導入し、広範囲の保護を実現している。

平成 7 年（1995 年）に発生した阪神・淡路大震災では、多くの文化財が被災した。文化庁と日本博物館協会や文化財保存修復学会、全国美術館会議等関係学会・団体は「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会」を組織し、指定・未指定を問わず広範囲の文化財を救い出し、保護に一定の成果をあげた。この震災を契機に、文化財保存修復学会は災害対策調査部会を常設し、その後の自然災害における被災文化財救援事業を継続している。さらに、災害時の文化財・歴史資料の保全・保存を行い災害に備えた日常活動を行う歴史資料ネットワーク（以下「資料ネット」<sup>3</sup>という。）が兵庫県において自主的に立ちあがったことは特筆すべきである<sup>4</sup>。

しかし日本列島の自然災害は枚挙にいとまがない<sup>5</sup>。地震調査研究推進本部地震調査委員会の公表した地震動予測地図によると、平成 25 年（2013 年）から 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率の高い（3～26%）地域は北海道から沖縄に及んでいる。平成 23 年（2011 年）の東日本大震災を経験した今日では災害への不断の備えが日常に不可欠であることを誰もが認識するようになった。文化財保護も例外ではない。

災害時最優先されるのは人命の救出であり、文化財の救出はその後におこなわれる。後者の救出も一般に組織的に行われるが、交通網が遮断された中では地元のボランティアや近隣の「資料ネット」のメンバーによるものも多く、こうした場面では地域の人々に文化財がどのように意識されているのかが浮き彫りになる。こうして救出された文化財がもとの姿になるまでには、時間・人力・経費・技術・場所が必要である。それを支えることは被災地の個人にとってはもとより困難が多く、財政基盤の弱い地方公共団体であれば、その復旧も容易でない。さらに東日本大震災では原子力発電所の破損による放射能汚染という未経験の災害が加わり、帰還困難地域を含む被災地の文化財は、救援に向けて長期間にわたる対応が必要とされている。

---

<sup>1</sup> 日本の文化財には、文書や美術工芸品、芸能、民具、祭礼、遺跡、庭園、動植物、伝統的風景、建造物などがあり、地域と一体的な形で伝わっている。

<sup>2</sup> 文化財登録制度は重要文化財指定制度を補うものとして 1996 年に創設された。この年の文化財保護法改正では建造物が、2004 年の改正では建造物以外の有形文化財・有形の民俗文化財・記念物が登録制度の対象となった。

<sup>3</sup> 本提言でいう「資料ネット」は、各地に創設された自主的組織のそれぞれを指す用語として使用する。これを統合した組織が存在するものではない。

<sup>4</sup> 歴史資料ネットワーク：歴史資料ネットワークは阪神・淡路大震災後の 1995 年 2 月に被災した歴史資料の保全を進めるために関西の歴史学会関係者、大学院生、博物館、文書館、図書館関係者、郷土史研究者などにより結成され、災害時の歴史資料の保全と活用、災害資料（災害自体に関する資料）の保存と活用、日常時の災害に備えて活動している。2004 年の一連の大水害を契機として、若い世代が活躍するようになり、東日本大震災後の被災地の歴史資料保全支援は、20 代、30 代前半の若手が大きな役割を果たした。siryonet.jp/

<sup>5</sup> 最近 10 年に発生した主な災害には、福井豪雨水害（2004 年）、岩手・宮城内陸地震（2008 年 マグニチュード（以下「M」。）7.2）、鹿児島奄美地方における大雨（2010 年）、霧島山（新燃岳）噴火（2011 年）、長野県北部地震（2011 年 M6.7）、東日本大震災（2011 年 M9.0）、紀伊半島を襲った台風 12 号による豪雨災害（2011 年）九州北部豪雨（2012 年）がある。

平成25年（2013年）、文化庁は文化財部に文化財等災害対策委員会を設置して<sup>6</sup>、文化財の救出、修復等の方針の検討を開始し、さらに独立行政法人国立文化財機構（以下「文化財機構」という。）に文化財防災・救出センター（仮称）（以下「防災・救出センター」という。）を設置する計画を示し<sup>7</sup>、平成26年（2014年）度の文化庁概算要求・要望に掲げた。結果的に平成26年（2014年）度予算では、文化庁からの補助金<sup>8</sup>として、大規模災害時の文化財等の防災・救出のために必要な全国的な体制整備等のための事業費が計上されるに留まったものの、2億円の予算が新規に認められた意義は大きい。

一方、東日本大震災から3年を経た現在、被災文化財の救済活動は、一部の地域を除き、応急的な作業から本格的な修復作業に重心を移しつつある。この間の作業を総括した報告書がまとめられ、被災文化財の保護は次の段階に進んでいる。

以上の状況をふまえ、本分科会は、今後の災害を前提とした文化財保護政策の効果的な実現のために、関係する行政機関（文化庁、地方公共団体）および博物館・美術館等施設と研究・教育機関（大学）に向けて以下の4項目の提言をおこなうものである。

### (1) 文化財の防災と救出に向けた国レベルの常設機関の必要性と期待される業務

国レベルの文化財防災・救出拠点の必要性と、その主要業務についてとくに期待される以下の3項目について提言をおこなう。

- ・行政と文化財関連団体との連携・協力
- ・文化財データの組織的整備
- ・放射能汚染をうけた文化財の救援

### (2) 文化財専門職員配置の必要性

災害を前提とした文化財保護政策に文化財専門職員配置が不可欠であることを、以下の三つの側面から述べる。

- ・文化財防災・救援の要としての役割
- ・地域の伝統的精神性の存続を担保する役割
- ・復興に伴う地域づくりへの貢献

### (3) 災害遺構保護の必要性

---

<sup>6</sup> 「本委員会は、平常時は東日本大震災後に設置された文化財レスキュー事業および文化財ドクター派遣事業その他の文化財に関する救援等の活動を検証し、文化財の防災および滅災のための対応方策を検討するとともに、関係団体と情報を共有する。また、非常災害が発生した折には、地方公共団体の要請に応じて、必要な事業の実施を決定し、関係団体等の協力を求めることになっている。」朝賀浩 2013 「震災二年目の文化財レスキューと被災ミュージアムの再興」『月刊文化財』平成25年11月、p.17

<sup>7</sup> 「同センターは、平常時は文化財防災・滅災対応索の検討や、災害時の文化財救援・修復方法の検討などを行い、関連団体等とのネットワークの維持、防災研修等の実施、防災関連情報の収集等を任務とする。また大規模災害が発生した折には、今般の救援委員会における事務局機能を果たし、救援事業の迅速な始動・着手・適切な連携・運営を図るものである。」注6に同じ。

<sup>8</sup> 文化庁「地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業」の下に、「美術館・歴史博物館重点分野推進支援事業」として、2億円の定額補助が決定した。

現在認定が検討されている震災遺構を含む災害遺構の文化財的側面をのべ、恒常的保護の必要性を説く。

#### (4) 被災文化財救援における大学の役割

大学に被災文化財救援に協力するしくみをつくる必要性と、これを生かした教育の有効性を述べる。



## 2 文化財の防災と救出に向けた国レベルの常設機関の必要性と期待される業務

文化庁は平成26年（2014年）度の概算要求・要望で、文化財機構に東日本大震災等における文化財等救出の対応をふまえた拠点的功能をもつ防災・救出センターを設置するために必要な経費を要求した（参考資料3）。これは平成16年（2004年）の内閣府への答申「地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方」<sup>9</sup>の考え<sup>10</sup>を継承し、東日本大震災に対応した一連の文化財レスキュー事業<sup>11</sup>の経験をふまえ、災害に備えた文化財保護を実現する新たなレベルの対応策といえる。実現すれば今後の文化財の防災に大きな役割を果たすことが予想される。結果的に平成26年（2014年）度予算では、文化庁からの補助金として単年度予算の事業費が計上され、その必要性について一定の理解が得られたものの、将来的に確実に実現するという見通しはたっていない。本分科会は文化庁のこのたびの要求を高く評価し、将来的にこうした文化財防災・救出拠点が実現することを強く望むものである。

災害時の文化財の救出は、文化庁・国立文化財機構を筆頭に、全国組織である日本博物館協会<sup>12</sup>、全国美術館会議<sup>13</sup>、文化財保存修復学会<sup>14</sup>等関係学会・団体と、おもに県単位で組織されている自主的な「資料ネット」によって担われた。東日本大震災後、文化庁は東京文化財研究所を中心に東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業<sup>15</sup>を立ちあげ、2年間にわたり文化財の救出活動を行うとともに、文化財機構による福島県内の文化財救援活動を展開し、応急活動終了後もこれを継続して救援に大きな成果をあげている<sup>16</sup>。また歴史資料について、各地の「資料ネット」も迅速な救援活動を展開した<sup>17</sup>。

今後はこうした中央と地方の文化財行政担当部局ならびに関連団体および各地の「資料ネット」が連携することが肝要であろう。ことに地域ごとの任意組織で運営されている「資料ネット」と行政との人材・情報・資金面での協力関係の構築が望まれる。このほか災害時に備えた文化財データの構築にむけた長期・短期プランの策定、福島県

<sup>9</sup> 地震災害から文化遺産と地域をまもる委員会 2004『地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方』

<sup>10</sup> 「文化遺産と地域を一体としてまもることの重要性を認識し、「未指定の文化遺産も含め地域の核となるようなもの」を保護の対象とする考え方。

<sup>11</sup> 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業

<sup>12</sup> 博物館の健全な発達を図り、社会教育の進展に資するとともに、我が国の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として1928年に発足した。2013年より公益財団法人。全国1,129館の会員から組織される。（2013年4月現在）

<sup>13</sup> 美術館の使命を実現する活動を支援するため、美術館相互の連絡及び提携を図ることを目的として1952年に設立された組織。全国367館（国立9館、公立229館、私立129館）等で組織される（2013年5月現在）。

<sup>14</sup> 文化財保存修復学会は、文化財の保存に関わる科学・技術の発展と普及を図ることを目的として、1995年に「古文化財科学研究会」から改称された一般社団法人組織。文化財の保存・修復・材質・技法などに関する研究、調査等を行い、その成果を公表するなどの活動をしている。

<sup>15</sup> [http://www.tobunken.go.jp/japanese/rescue/rescue\\_report.html](http://www.tobunken.go.jp/japanese/rescue/rescue_report.html)

<sup>16</sup> 国立文化財機構は、平成25年（2013年）7月、福島県から要請を受けた文化庁とともに、機構内に「福島県内被災文化財等救援事務局」設置し、現在も引き続き被災文化財等の保全に関する指導・助言をおこなっている。

<sup>17</sup> 東日本大震災において迅速に対応した自然史系博物館ネットワークの活動、NPO法人宮城県歴史資料保全ネットワークやふくしま歴史資料保存ネットワークの活動は高く評価されている。佐藤大介、『『宮城方式』での保全活動・一〇年の軌跡』『歴史文化を大災害から守る 地域歴史資料学の構築』前出、168~188頁。蝦名裕一、「大規模災害時における資料保全ネットの活動-東日本大震災における宮城資料ネットの活動から』『歴史文化を大災害から守る 地域歴史資料学の構築』前出、241~253頁。佐久間大輔、「自然史標本のレスキュー 自然史系博物館の取り組みから』『ミュゼ』97、2011年。荒木隆、「福島県における文化財レスキュー事業の取り組み』『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成23年度活動報告』、59~63頁、2012年。

における放射能汚染を受つけた文化財の救援も重要な課題であり、国レベルの機関によって担われることが望まれる。このような観点から、文化財防災・救出拠点において期待される業務を以下に述べる。

## (1) 行政機関と、関係学会・団体ならびに「資料ネット」の連携・協力

「資料ネット」は主として文字資料と民俗資料に限定された文化財を対象とする自主的・限定的な救援組織であり、その対象が無形文化財や建造物、記念物など文化財一般に及ぶものではない。災害時の膨大な救援業務全体からみるとその一部を担うに過ぎない組織であるが、ここで「資料ネット」をとくに取りあげるのは、それが自主的組織であること、組織が国内に広がりつつあるという現状を重視するためである。こうした文化財の保護への自覚的な取り組みは、文化財保護の実現上極めて貴重であり、今後国民の文化財保護の意識向上に資するところ大とみられる。下からの民の意志と、上からの公の施策が、それぞれの独自性を保ちながら連携することを通して、次世代の文化財保護のあり方を予測できるのではないか。以下はこのような視点で、行政機関、関係学会・団体ならびに「資料ネット」との連携・協力の必要性を述べるものである。なお、本項では「資料ネット」との関係に焦点を当てる関係上、有形文化財・有形の民俗資料以外の文化財については触れない。

### ① 三者の連携・協力の必要性

災害時における実際の文化財の救出は、行政機関（文化庁・文化財機構・地方公共団体の文化財部局）、地域ごとの博物館・美術館、全国組織の関係学会・団体と、歴史・民俗資料を対象に地域ごとに任意に組織された「資料ネット」の三者によっておこなわれている。行政機関は文化財全般を対象に組織的継続的救援に優れ、全国組織の関係学会・団体は専門性を活かした救援に効果を発揮し、「資料ネット」は文字資料を中心に地域の個別事情に対応した即応性に秀でている。行政機関の救援活動は安定性と持続性に優れるが、実現に至るまで一定の時間が必要であり、その間を機動性に優れた関連学会・団体や「資料ネット」が主体的に担っているのが現状といえよう。災害時における文化財の救出・救援にはこれら特徴を異にする三種の組織が連携して実現していると理解できる。これらは互いに系統の異なる組織であり、系統間に連携関係はない。しかし災害時の文化財の救出・救援は、特色を異にする組織が人材・情報を共有し、行政が資金面で学会・団体等を適切に援助してこそ、十分な効果があがると考えられる。

三者が有機的につながる一体的な救援活動の実現させることが望まれ、こうしたレベルの連携事業は、国以外の組織においては対応できない業務であると判断される。

### ② 二者の連携・協力に向けた提案

行政機関と「資料ネット」の二者の繋がりを促す際、前者がボランティア要素の強い「資料ネット」とどう連携・協力するかが課題となる。これについて「資料ネット」の現状を述べていささかの提案をしたい。

## ア 「資料ネット」の偏在

「資料ネット」は歴史学や民俗学にかかわる人々によって組織されたボランティア組織であることが多い。これらは「文字資料を中心とした歴史資料、民俗資料、自然史資料等について、指定文化財以外の資料を含め「それを地域の人々が継承し、次世代へ伝えていくものであるという点」<sup>18</sup>に重点を置き、資料の救済や修復、所在確認の調査等の活動をおこなっている<sup>19</sup>。

阪神淡路大震災以降、平成25年（2013年）までに各地に立ちあがった「資料ネット」は23を数え（文末参考資料1）、相互の協力も進んでいる<sup>20</sup>。現在「資料ネット」の存在する都道府県は、国内の約半数に達している。これらを設立の経緯別にみると、地震や台風災害を契機とするもの（災害後型とする）が全体の66%、予防のためのもの（予防型とする）が34%で、前者が多い（文末参考資料2）。文化財「資料ネット」が地域の文化財のセイフティーネットの役割を果たしていることをふまえると、現在地域密着型の救援組織のない大都市を含めた各地方公共団体に「資料ネット」が存在することが望まれる。

## イ 「資料ネット」の運営

「資料ネット」は事務局を大学の歴史系研究室に置くものが70%、地方公共団体の機関（博物館・市史編纂室など）に置くものが22%、その他が8%で、大学や地方自治体の関係機関によって担われているものがほとんどであるが、さまざまな事情から有志によって自主的に運営されているものもある。

「資料ネット」の運営の多くは有志のボランティアや自助努力によっている。民間で生まれ普遍化しつつある文化財保護の自立的活動を重視し、これを支援して継続させ、結果としてより豊かな公共性を築くのは行政の役割であると思われる。その際には、それぞれの来歴や特徴をもつ既存の資料ネットの自立性を十分尊重し、行政機関との適切な関係を維持するしくみの構築が肝要であろう。その活動の地域社会への貢献や公的性格の高いこと、これまで果たしてきた役割を考慮すれば、行政機関による資金面での支援制度の実現が強く望まれるのである。

<sup>18</sup> 奥村弘、「序」『歴史文化を大災害から守る 地域歴史資料学の構築』東京大学出版会、4頁、2014年。

<sup>19</sup> 松下正和、「民間所在史料保全のためのネットワーク形成」『歴史文化を大災害から守る 地域歴史資料学の構築』、328~329頁、2014年。

<sup>20</sup> 宮城県の場合、県内の博物館・美術館・複数の教育委員会から構成される「宮城県被災文化財等保全連絡会議」（事務局：東北歴史博物館）があり、またNPO法人宮城県歴史資料保全ネットワークや宮城県考古学会、県外文化財一時保管機関、個人との協力体制をとっている。平成29年3月末日までの時限付きの組織であるが、その後は、宮城県文化財保護課が恒久的に管轄する方向を検討中であるという。

## ウ 連携・協力の提案

上記を踏まえるならば、行政機関は、「資料ネット」の存在しない都道府県に予防型の「資料ネット」の立ちあげを促し、全国的な防災体制を整えることが期待される。しかし「資料ネット」は自主的な組織であるため、公的組織としての指導になじまない面も多い。これについて以下を提案し、行政と民間のゆるやかな連携・協力関係の日常的な基盤を構築し、防災に備えようとするものである。

- ・ 各都道府県に「資料ネット」と連携する公的組織をつくり、「資料ネット」のない地域にその創設を促す。
- ・ 「資料ネット」と連携する保護活動への補助金制度を創設し、経済面で支援する行政的しくみを作る。
- ・ これまでの「資料ネット」の活動を顕彰し、活動を経済的に援助する行政的しくみを作る。
- ・ 以上を通して段階的に全国ネットを構築する。

### (2) 文化財データベースの構築に向けた長期・短期プランの策定

文化財の被災に備えて重要なのは所在情報を含む個別のデータであり<sup>21</sup>、これらが国内の複数の場所に保管されていることである。文化財は指定・未指定、有形・無形、芸術性の高いものからそのような価値付けのできないもの、地上のもの・地下のもの・水中のもの、動産・不動産など、多様な存在形態をとりかつ大量であるため、データも多様かつ大量である。現在これらの多くは博物館施設、地方公共団体の教育委員会、埋蔵文化財調査センター、「資料ネット」などにおいてそれぞれに蓄積されているが、未だデータ化されていない文化財も少なくない。また旧家などに所在し、未だその存在を知られていないものも極めて多い<sup>22</sup>。

これらのデータは、明日かもしれない不時の災害に備えて必要最小限の内容でできるだけ速やかに整えられるべき面と、一定の量と質を備えた内容として整えられるべき面の両面をもつ。防災を前提に考えると、迅速性を優先したデータと内容を優先したデータの2種類の文化財データベースを、併行して計画的に作成する必要がある。文化財は地域の公共財産であることから、これは地方公共団体に属する業務であるが、その具体的状況は複数地域を通して共通する面もあれば個々の地域で異なる面もある。こうしたことをふまえて、2種類の文化財データベースの作成方針と方法を国の所属機関が作成し、これに沿って地方公共団体がデータベース作成事業を始めるための支援のしくみをつくる必要がある。全体としては長期的な計画のもとに膨大なデータを段階的に構築するプランを策定することが望まれる。人手と時間を必要とすることが予想さ

<sup>21</sup> 東日本大震災では、宮城県歴史資料保全ネットワークがデジタルデータを作成していたために、津波で流失した現物史料を補うことができた。

<sup>22</sup> このような文化財はその所在・内容が不明であることが多いことから、地方公共団体と大学及び地域の研究者が共同してその内容・映像を記録化し、共有するための悉皆調査を行うことが望ましい。

れるこの作業を如何に効率的に実現するか、予算面をも含めて、文化庁や文化財防災・救出拠点のリーダーシップを期待したい。

### (3) 放射能汚染を受けた文化財の救援

東日本大震災では、地震と津波により東京電力福島第一原子力発電所において、炉心溶融と水素爆発がおり、そのために極めて広範囲（南相馬市小高区、浪江町、双葉町、大熊町、飯館村、富岡町、葛尾村）に放射能汚染が及んだ。当該地域の人々は住む土地からの避難を余儀なくされ、有形文化財は集落に取り残された。

平成 24 年（2012 年）に組織された「福島県被災文化財等救援本部」および平成 25 年（2013 年）7 月に独立行政法人国立文化財機構が中心となって設置した「福島県内被災文化財等救援事業事務局」は、平成 26 年（2014 年）3 月までに、双葉・大熊・富岡 3 町の博物館施設から合計 1652 箱の文化財を旧警戒区域外に搬出した<sup>23</sup>。これらは現在福島県文化財センター白河館（通称「まほろん」）<sup>24</sup>に収蔵されている。救援作業は着実に進んでおり、福島県教育委員会によると、被災地の博物館施設の収蔵総数のうち救済されずに現地に残されている資料は、双葉町約 3.8%、大熊町約 0.2%、富岡町約 0% である。残る未搬出文化財については、平成 26 年（2014 年）度に福島県文化財センター白河館に新たに仮設保管施設が建設後に搬出が予定されている。一方、これら博物館が所蔵するもの以外の文化財については、現在その現状把握に向けた作業が進められているものの、私有財産であることもあって明確な作業方針が立てられていない。さらにこの 3 町以外の自治体が所蔵する文化財については、南相馬市と楡葉町を除いて、いまだ明確な方針が立てられていないことから、ほとんど手つかずになっており、各町村の所蔵総数も十分に把握されていないという<sup>25</sup>。このほか被災地での民俗文化財、自然史系資料の保護の問題も残されている。

福島県文化財センター白河館に仮置きされている被災文化財は、今後除染され、資料ごとに情報が整理され、可能なところから修復されて被災前の状況にもどされ、今後の復興に活用されることであろう。そのために必要な時間と労力、経費について別途実行計画がたてられる必要があるだろう。

平成 24 年（2012 年）以降、福島大学と東北大学による共同研究チームが福島県内の複数分野にわたる被災文化財の救援と記録を進め、このほど報告書をまとめた。平成 25 年（2013 年）に開催されたシンポジウム「ふくしま再生と歴史・文化遺産」（福島大学うつくしまふくしま未来支援センター主催）では、福島県内の被災文化財の現状と保全の課題が検討され、最後に課題解決にむけた国立の震災ミュージアム設置が提言された<sup>26</sup>。ここで提案されていることの多くは、文化庁が予算要求した防災・救出センタ

<sup>23</sup> 旧警戒区域から、放射線量が基準値を下回っているものを救出した。

<sup>24</sup> 福島県が、「文化庁被災ミュージアム再興事業」補助金により福島県文化財センター白河館の敷地内に設置した仮施設。

<sup>25</sup> 菊地芳朗 2013 「福島からの提言—震災ミュージアム（仮称）の設置に向けて—」『ふくしま再生と歴史・文化遺産』山川出版社、pp.243～264。白河館の仮施設に収蔵されている文化財についても、当該町村には文化財専門職員に収蔵後の整理をさせる余裕がないというのが実情である。

<sup>26</sup> 注 23 に同じ。

一の主旨に重なる。これまで被災文化財の救済に尽力しかつ活動を継続している現場からの声を汲み上げ、組織的な支援体制の組まれることを強く望む。

平成 26 年度概算要求・要望として提示された文化財防災・救出拠点設置計画の実現には、相応の準備と時間が必要とされるであろうが、そこに期待される業務は、喫緊のものを含め今後の文化財政策に不可欠なものである。ことに世界中が注目する放射能に汚染された文化財の保護は、日本の取り組みを世界に発信する点でも重要である<sup>27</sup>。文化庁には実現にむけた粘り強い要求を望むものである。

---

<sup>27</sup> 国連防災世界会議は、国際的な防災戦略を策定する国連主催の会議として 1994 年以降ほぼ 10 年ごとに開催されており、2015 年 3 月に仙台市でその第 3 回会議が開催される予定である。第 3 回会議の意義は①兵庫行動枠組（HFA）の後継となる新たな国際防災の枠組の策定、②幾多の災害から日本が得た教訓、防災技術・ノウハウ等の発信、③東日本大震災からの復興の発信及び被災地の振興とされ、被災文化財保護もその対象となりうる。会議には各国首脳、閣僚、国際機関代表、国際認定 NGO など 5 千人、全体で 4 万人以上の参加が想定されている。この席上における放射能に汚染された文化財の保護やその具体策の提示は効果的な情報発信となるだろう。<http://www.bousai.go.jp/kokusai/kaigi03/index.html>

### 3 文化財専門職員<sup>28</sup>配置の必要性

#### (1) 文化財防災・救援の要としての役割

「地震災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会」は、災害時における地域住民と行政の連繋の重要性を次のように指摘する。「大規模地震災害時は、文化遺産だけでなく地域全体が大きな被害を受けており、人命に関わるような被災状況であり、文化遺産を優先的に災害からまもる活動は必ずしも期待できない。そのため、文化遺産をまもるためには、核となる文化遺産を含めた地域全体をまもる方向で、文化遺産の所有者・管理者、地域住民、行政が連携し、地域の防災力向上を図るために様々な取り組みを行っていく必要がある。」<sup>29</sup> 東日本大震災では、こうした日常の意識が災害時の文化財保護に大きな効果をもたらしたことが報告されている。災害時における文化財の保護の成否は、地域住民の文化財に対する日常の理解と共通認識の如何にかかっており、それは地域の文化財専門職員によって醸成される面が大きい。

#### (2) 地域の伝統的精神性の存続を担保する役割

放射能汚染をうけた4町2村は平成24年(2012年)にそれぞれ復興計画(第一次)を明らかにしており、そこに自らが描く復旧から復興への道筋の概略を示している<sup>30</sup>。被害の大きさにより幅はあるものの平成26年(2014年)から29年(2017年)までを生活再建あるいは復旧の期間とし、その後平成33年までを本格的復旧・復興の時期とするところが多く、復旧にさらに5年から7年の時間を考えていることがわかる。

一定の時間を要する復興計画のどれにおいても懸念されているのが、住み慣れた地域からの避難により散り散りになった地域住民の絆(地域コミュニティー)の維持であり、それは住民すべてが避難を余儀なくされた4町2村において深刻な問題となっている。こうした状況下、地域の文化が共同体再生に大きな力をもつことを、飯舘村の文化祭が雄弁に語っている<sup>31</sup>。復興計画書で、復興後のふるさとの維持に「歴史・伝統・文化」の継承をとくに掲げる自治体は半数にのぼる。

宮城県の委託による沿岸部地域の民俗調査報告は、無形民俗文化財の再生が、地域復興に果たす役割を学術的に位置づけている<sup>32</sup>。地域の精神性に結びつく文化財の存続は被災した地域社会の復興において重要な役割を果たす。文化財専門職員の配置は地域の伝統的精神性の存続を担保することに繋がるといえよう。

<sup>28</sup> 都道府県と市町村に配置され、域内における文化財保護を担当する職員をいう。資格はとくに必要ではない。現状では、多様な文化財のうち、遺跡の発掘調査などを行う考古学を専門とする埋蔵文化財担当者が圧倒的に多い。市町村においては埋蔵文化財担当者が他の文化財の保護を担っていることが一般的である。

<sup>29</sup> 『地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方』、1頁

<sup>30</sup> 浪江町、双葉町、大熊町、飯舘村、富岡町、葛尾村の各自治体による復興計画(第一次)を参照した。

<sup>31</sup> 本間宏 2013 「『計画的避難区域』における文化遺産の保護―復活した飯舘村文化祭が語るもの―」『ふくしま再生と歴史・文化遺産』、山川出版社、157～168頁

<sup>32</sup> 高倉浩樹 2014 「東日本大震災に対する無形民俗文化財調査事業と人類学における関与の意義」『無形民俗文化財が被災するということ―東日本大震災と宮城県沿岸部地域社会の民俗誌』新泉社、290～311頁

### (3) 復興にともなう地域づくりへの貢献

近年日本各地では、世界遺産等への登録をめざす気運を含め、地域に遺された文化財から歴史・文化の意義を見直し、それをまちづくりの核に位置づける動きが広まっている。この傾向は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号）をはじめ、文化庁の「文化財総合的把握モデル事業」や「歴史文化基本構想」を通して、各地方公共団体に浸透しつつある。ことに「歴史文化基本構想」は地域の特性に応じた内容によって各地で実現された結果、住民みずからが地域に遺されてきた多様な文化財の存在とその意義を見直す契機となり、文化財専門職員を介して新たにその保護策が模索されるなど、一定の成果をあげている<sup>33</sup>。復興後のまちづくりの追い風となるこうした活動も、文化財専門職員の存在なくしてはその実現にも時間がかかるであろう。

文化財専門職員は、文化財の保護を通じて地域内の集落や住民などのあり方に精通していることから、その配置は、日常にあっては文化財の防災、災害時にあっては被災文化財の救出、災害後にあっては地域共同体の復旧・復興において、地域社会にきわめて大きな意味をなすといえる。埋蔵文化財担当者としてすでに配置されている地方公共団体は少なくないが、今後は民俗資料・文献資料等についても配慮し、地域の実情に応じた適切な配置が実現することを強く望む。

---

<sup>33</sup> 文化庁ホームページ：各地方公共団体が策定した「歴史文化基本構想」



#### 4 災害遺構保護の必要性

東日本大震災は、津波を原因とする未曾有の死者を発生させ、その破壊力を見せつける非日常的な建造物を多数残した。こうした痕跡を残す動産・不動産を取り壊さないで保存することは、災害の記憶を忘れず教訓として継承するために極めて有効である。これらは一般に震災遺構とよばれているが、災害には地震だけでなく、台風、洪水、火山の噴火、干ばつ、火災、感染症の流行、戦争、放射能汚染などの多様な自然・人為的原因がある。ここでは、これらをより広く災害遺構という範疇で捉えたい。

東日本大震災の被災地の復旧・復興が進む中で被災した建物等の多くは撤去されつつあるが、一方で震災遺構を保護しようとする動きもある。震災後ほどなく組織された「3.11震災伝承研究会」<sup>34</sup>は、震災遺構の保存に向けて平成24年（2012年）に2回の提言<sup>35</sup>を行うなど積極的な活動を展開している。震災遺構の保存に理解を示す地方公共団体もあるが、被災者の心情や震災遺構の保存・維持管理経費の負担など実現に至るために考慮すべき問題は多く、個々の結論にはなお時間が必要とみられる。こうした情勢をふまえて、平成25年（2013年）11月、復興庁は各自治体1件の震災遺構の保存初期費用を負担する方針を提示した。関連自治体では有識者会議などを設置し、現在その検討が進んでいる<sup>36</sup>。

災害遺構は、①鎮魂、②歴史事実、③災害の教訓、④復興への象徴の諸観点において、少なからぬ歴史的・文化的意味をもつ。さらに、原位置に残ることにより災害の記憶を保持し、その地域の土地利用のあり方を考えさせ、過去の教訓を継承させ、以て将来の多数の国民の命を津波から確実に救う効果が期待される<sup>37</sup>。例えば長崎県雲仙普賢岳噴火時の災害遺構である旧大野木場小学校校舎と土石流被災家屋11棟（平成3年被災）は現地に保存・展示され、見るものに災害が何であるかを瞬時に理解させ、歴史の事実と教訓を直接訴える。しかし、これらは文化財として保護の対象にはなっていない<sup>38</sup>。文化財として保護するには、社会的合意が形成されるに足る一定の時間が必要であるためである<sup>39</sup>。

被災地が復旧から復興に進む中で、災害遺構は一般的には残しにくい存在である。しかし、自治体が設置した有識者会議を含む地元のさまざまな検討をふまえてなお現地での保存が決まった遺構であれば、国・県・市町村は、その意思を積極的に評価して、文化財としての位置づけの可否を改めて検討すべきではないだろうか。

<sup>34</sup> 東日本大震災の復興計画策定や津波被害研究などに関わる有志によって構成される東北大学津波工学研究室を拠点とする研究会。将来の防災・減災をめざして活動している。

<sup>35</sup> 「『3.11震災伝承研究会』第1次提言－震災遺構の保存について－」第1次提言（2012年7月19日）  
[http://www.thr.mlit.go.jp/kokudo/pdf/henkou/youshiki2/004\\_teigen.pdf](http://www.thr.mlit.go.jp/kokudo/pdf/henkou/youshiki2/004_teigen.pdf)、  
「『3.11震災伝承研究会』第2次提言－震災遺構保存対象物第1回選考結果－」第1次提言（2012年9月24日）  
<http://www.tsunami.civil.tohoku.ac.jp/hokusai3/J/shinsaidensho/pdf/20120924teigen2.pdf>

<sup>36</sup> これにより岩手県宮古市田老地区の田老ホテルには、震災遺構調査費が認可された。宮城県は平成25年末に「宮城県震災遺構有識者会議」を開催して検討中である。

<sup>37</sup> 災害遺構の意義について以下を参考にした。芳賀満「大災害と歴史学-我々は過去から未来のために学ぶことはできるのか、あるいは東日本大災害を記録する災害モニュメントの是非」『七隈史学』16, 2014年3月, pp. 1-42.

<sup>38</sup> 類例の中にはその自然科学的な資料価値が評価され「地質・鉱物天然記念物」として保護されているものがある。岐阜県の根尾谷断層（1891年の濃尾地震）、神奈川県旧相模川橋脚（関東大震災の液化化現象など。鎌倉時代の橋脚自体は国史跡）、長崎県の平成新山（1991年の雲仙岳の火砕流）、兵庫県野島断層（1995年の兵庫県南部地震）等。

<sup>39</sup> 原爆ドームとして知られる広島平和記念碑は、被爆50年にあたる1995年に国の史跡に指定された。ここでは50年という時間が評価されている。

## 5 被災文化財救済における大学の役割

### (1) 地域の文化財保護の拠点として

震災を被ったとき、人文学分野をもつ大学は何をなしうるだろうか。阪神淡路大震災において神戸大学は震災直後から災害資料の救済活動を開始し、のちに全国に展開する資料ネットの先鞭をつけた。中越地震においては新潟大学、東日本大震災においては福島大学や東北大学をはじめとする被災地の大学が、地元の歴史資料の救済に大きな役割を果たした。

これらの大学では、それぞれの救援活動を核に、その後防災にかかわる独自の組織を設立して、大学ならではの役割を果たしている。神戸大学では平成14年(2002年)に地域連携センター(正式名称は神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター)を設立し、「資料ネット」や自治体・市民と連携して、地域遺産保全活動をはじめとする多様な活動を継続している。新潟大学は、平成23年(2011年)にもとの活動組織を災害・復興科学研究所に改組し、歴史資料の保全、災害史研究のほか自然科学や医学系までを含む幅広い活動をおこなっている。東北大学では平成24年(2012年)に災害リスク研究等合計7部門<sup>40</sup>をもつ災害科学国際研究所を設立し、文化財・歴史資料の防災・災害対応の研究はもとより、国内外の巨大災害の被害軽減に向けて実践的防災学の構築を進めている。福島大学では平成23年(2011年)にうつくしまふくしま未来支援センターを設立し、東日本大震災および東京電力第一原子力発電所事故に伴う被害の調査・研究、復旧・復興の支援を進めている。こうした例は、被災地の大学が自らも被災しながら災害から立ちあがり、学術の分野で地域社会の復旧・復興に積極的に貢献するきわめて建設的な姿を示している。

また、教員や学生が各自の所属する文化財保存修復学会等関係学会や「資料ネット」等団体を通して文化庁の「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業」に参加している事例も多い。

文化財保護に関して、先行大学の諸例に学ぶべきは、災害に直面したときにも地域における大学の役割を果たすための日常的な備えの重要性であろう。国公立の大学は地域の拠点的な役割を、私立大学は地域との結びつきを背景とした特色ある役割を担うことを、平常時から自覚しておくことが肝要である。こうした意識が災害時における大学の役割を顕在化させ、地域の文化財保護に大きな貢献をなすことにつながるだろう。

### (2) 文化財の救援を生かした教育

阪神淡路大震災では、文化財の救援に京阪神の大学に通う大学院生が多数参加した。東日本大震災後、帰還困難区域で放射能に汚染された文化財の救出をおこなった福島大学のボランティア学生は、「歴史学・考古学への研究意識が高く、また郷土の文化財を助け出す気概に満ちあふれ、活気ある活動状況であった」という<sup>41</sup>。茨城資料ネットへ

<sup>40</sup> 災害リスク研究、人間・社会対応研究、地域・都市再生研究、災害心理学研究、災害医学研究、情報管理・社会連携、寄付研究

<sup>41</sup> 丹野隆明 2013「福島県における被災文化財等救援活動の経緯と課題」『ふくしま再生と歴史・文化遺産』、山川出版社、

の参加を契機に、自らの家の土蔵に保管されていた被災歴史資料を救済し、文化財保護の本質を理解した大学院生の例<sup>42</sup>もある。大学で歴史学、民俗学、文化人類学、建築学、美術史学、考古学、文化財修復学、保存科学などの専門教育をうけている学生にとって、防災を含めた多様な文化財救援活動に参加することは、学習上少なからぬ意味をもつ。

指導教員が学生とともに資料ネットの活動に連なることは、教育上の一つの方法として有効であろう。東北大学高度教養教育・学生支援機構では、学部1年生の授業において宮城資料ネットの被災歴史資料クリーニングを体験させている。これは「歴史資料が置かれた社会環境の認識と、大規模自然災害発生時における歴史資料の被災と対応手段の教訓化」<sup>43</sup>において歴史教育上の効果を狙ったものである。宮城県内の大学からは、宮城県歴史資料保全ネットワークの呼びかけに応じてゼミ単位での参加があり、これをきっかけに単独で歴史資料救済ボランティアを希望する学生も登場したという。こうした工夫は被災地から離れた大学でも、とくに公立・私立大学においてボランティアの単位化を含め柔軟に実現されている。中央大学、大阪市立大学の歴史系講座では、教員が大学院生に被災歴史資料クリーニングを体験させ、次世代の歴史資料保全活動を担い得る大学生・大学院生の育成に努めている。学生からは「史料をいかに保護し伝えていくか、またそのための歴史学の意義など、考えさせられることが多かった」等の意見がだされ、一定の教育効果があがっているという<sup>44</sup>。このほかにも教員や大学の工夫で実施されている例は少なくない<sup>45</sup>。

歴史資料に限らず、被災文化財を通じた実践的教育は、学術の専門領域のさまざまな段階で学ぶ学生たちにすぐれた学習効果をもたらし、一方で社会への認識を深め視野を広げさせ、結果的に次なる災害に向けた文化財の保護に繋がる。大学は、自らの持つ専門教育において、災害に関わる文化財保護の教育を工夫する時期に来ているといえよう。

---

67 頁。なお、警戒区域の文化財は放射線測定で問題がないものが一時的に旧相馬女子校校舎へ搬出され、学生はそこでの作業に参加した。

<sup>42</sup> 泉田邦彦 2013「警戒区域における『地域の記憶』継承への取り組み—双葉町泉田家を事例に—」『ふくしま再生と歴史・文化遺産』、山川出版社、131～156 頁

<sup>43</sup> 天野真志 2014「津波被災歴史資料とボランティア」『歴史文化を大災害から守る 地域歴史資料学の構築』前出、386 頁

<sup>44</sup> 丹野隆明 2013「福島県における被災文化財等救援活動の経緯と課題」『ふくしま再生と歴史・文化遺産』、山川出版社、389 頁

<sup>45</sup> 福島大学では平成 24 年度から「災害復興支援学」という 2 単位の授業が始まり、その中の 1 回に文化財レスキューが組まれている。

## 6 提言

### (1) 文化財の防災と救出にむけた国レベルの常設機関の必要性和期待される業務

災害に備えた文化財保護の実現のために文化財の防災・救出を担う国レベルの拠点の設置を強く望み、以下の業務を期待する。

- ・ 歴史資料・民俗資料・自然史資料などについて、行政機関と、関係学会・団体ならびに「資料ネット」との連携・協力（人材の提供、情報の共有、資金面での補助）による一体的な文化財救援の実現
- ・ 文化財データベースの組織的整備にむけた長期・短期プランの策定と段階的実現
- ・ 放射能汚染を受けた有形文化財の救済と国外への情報発信

### (2) 文化財専門職員配置の必要性

市町村における文化財専門職員の配置が、文化財の防災・救援、地域の伝統的精神性の存続の担保、復興にともなう地域づくりに極めて有効であることから、文化財専門職員が配置されていない市町村への配置ならびに一層の充実が必要である。

### (3) 災害遺構保護の必要性

災害遺構（震災遺構を含む）は、多くの人命や生活を奪った動かぬ証であり、①鎮魂、②歴史事実、③災害の教訓、④復興への象徴の諸点において、後世に伝えるべき歴史的・文化的遺産としての高い価値をもつ。地元のさまざまな検討をふまえて現地での保存が決まった遺構であれば、その意志を積極的に評価し、文化財として恒久的な保護政策の検討が望まれる。

### (4) 被災文化財救援における大学の役割

被災地の復旧から復興において、当該地域の大学が果たす役割はきわめて大きい。大学は、関係学会・団体等への参加や被災文化財を活かした教育によって、災害への備えに協力し、専門教育においては、災害時をも想定した文化財保護教育を工夫することが望ましい。

## <参考文献>

- [1] 地震災害から文化遺産と地域をまもる委員会、『地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方』、2004年.
- [2] 一般社団法人文化財保存修復学会編著、『文化財の保存と修復 14—災害から文化財をまもる』、2012年.
- [3] 動産文化財救出マニュアル編集委員会編著、『動産文化財救出マニュアル—思い出の品から美術工芸品まで』、2012年.
- [4] 宮城県教育委員会、『歴史文化を大災害から守る 地域歴史資料学の構築』、2012年.
- [5] 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成23年度活動報告書』、2012年. 『同平成24年度活動報告書』、2013年. 『公開討論会報告書』、2013年. いずれもインターネットで公開されている.
- [6] 文化庁文化財部監修、『月刊 文化財 東日本大震災からの復興』平成25年11月、第一法規、2013年.
- [7] 阿部浩一・福島大学うつくしまふくしま未来支援センター編、『ふくしま再生と歴史・文化遺産』山川出版社、2013年.
- [8] 奥村弘編、『歴史文化を大災害から守る 地域歴史資料学の構築』東大出版会、2014年.
- [9] 高倉浩樹、「東日本大震災に対する無形民俗文化財調査事業と人類学における関与の意義」『無形民俗文化財が被災するということ 東日本大震災と宮城県沿岸部地域社会の民俗誌』新泉社、2014年.
- [10] 芳賀満、「大災害と歴史学—我々は過去から未来のために学ぶことはできるのか、あるいは東日本大災害を記録する災害モニュメントの是非」、『七隈史学』16、2014年3月、pp. 1-42.
- [11] 阿部浩一（研究代表者）、『福島県における歴史資料の保全と学術的活用を目的とする地域連携に基づく現況調査と防災システムの構築に関する研究 東北大学災害科学国際研究所 特定プロジェクト 研究種目A』、2014年.
- [12] 宮城県教育委員会、『東日本大震災に係る教育関連記録集』、2014年.

<参考資料 1 >

「資料ネット」一覧 (2014年1月現在)

no.	設立年	名称	契機	事務局等
1	1995	歴史資料ネットワーク	阪神淡路大震災	神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター
2	2000	山陰歴史資料ネットワーク	鳥取県西部地震	島根大学法文学部社会文化学科歴史と考古教室
3	2001	芸予地震被災資料救出ネットワーク愛媛	芸予地震	愛媛大学法文学部寺内研究室
4	2001	広島歴史資料ネットワーク	芸予地震	広島大学大学院文学研究科日本史学研究室
5	2001	資料ネットやまぐち	芸予地震	山口大学教育学部森下徹研究室
6	2003	NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク	宮城県北部地震	東北大学災害科学国際研究所歴史資料保存研究分野
7	2004	福井史料ネットワーク	福井水害	敦賀短期大学
8	2004	新潟歴史資料救済ネットワーク	新潟県中越地震	新潟大学人文学部矢田俊文研究室
9	2005	宮崎歴史資料ネットワーク	2005年台風14号	宮崎市内藤記念館
10	2005	岡山史料ネット	予防型ネットとして設立	岡山大学大学院社会文化科学研究科
11	2007	能登歴史資料保全ネットワーク	能登半島地震	七尾市史編纂室
12	2008	山形文化遺産防災ネットワーク	予防型ネットとして設立	山形県東置賜郡高島町大字二井宿1904-1 小林貴宏
13	2010	ふくしま歴史資料保存ネットワーク	2006年に予防型ネットとして設立。2010年に現在名称に移行。	福島大学行政政策学類 阿部浩一研究室
14	2011	茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク	東日本大震災	茨城大学人文学部・高橋修研究室
15	2011	地域史料保全有志の会	長野県北部地震	中央学院大学・白水 智研究室
16	2011	岩手歴史民俗ネットワーク	東日本大震災	岩手大学教育学部日本史研究室・考古学研究室
17	2011	歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワーク	三重県・市町の行政機関により設立	三重県生活・文化部文化振興室 県史編さんグループ
18	2011	神奈川歴史資料保全ネットワーク	東日本大震災を契機に予防型ネットとして設立	横浜国立大学教育人間科学部多和田雅保研究室

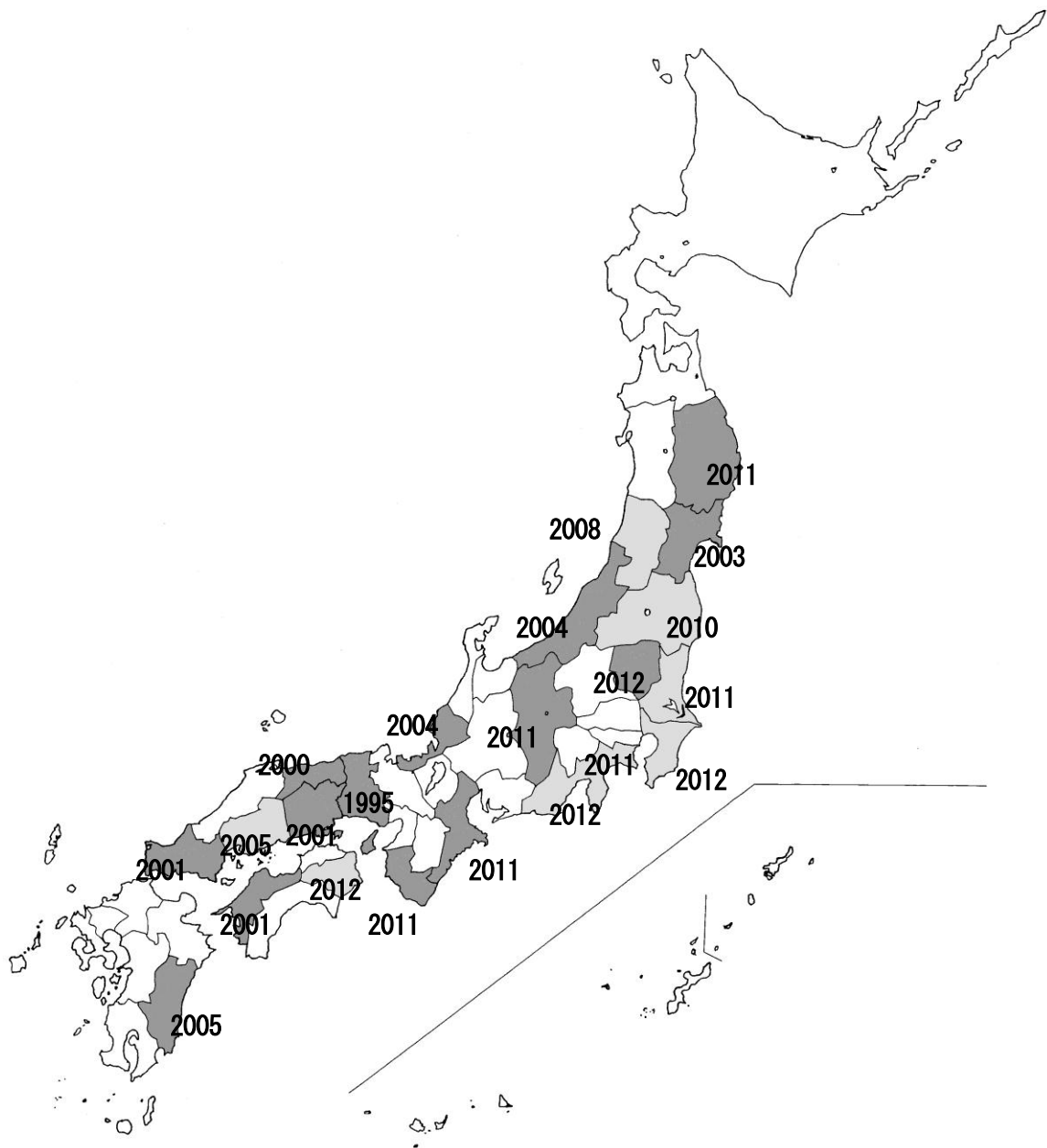
19	2011	歴史資料保全ネット・わかやま	2011年台風12号(紀伊半島豪雨)	和歌山大学紀州経済史文化史研究所
20	2012	千葉歴史・自然資料救済ネットワーク	2004年の九十九里いわし博物館爆発事故を契機に2009年組織され、2012年予防型ネットとし現在名称で設立	千葉大学文学部史学科研究室
21	2012	静岡県文化財等救済ネットワーク	2012年静岡県教育委員会により設立	静岡県教育委員会事務局文化財保護課
22	2012	栃木史料ネット	2012年の栃木県・茨城県の竜巻	前川 辰徳
23	2012	歴史資料保全ネットワーク・徳島	2012年予防型ネットとして設立	鳴門教育大学 町田哲研究室

上記は以下により作成した。

- ① 奥村弘編、「V データ編」『歴史文化を大災害から守る』、2014年
- ② 平川新、「歴史資料を千年後まで残すために」『歴史文化を大災害から守る』表2、2014年
- ③ 各資料ネットホームページ
- ④ 電話による問い合わせと確認

＜参考資料2＞

資料ネットのある都道府県



数字は設立年。トーンの濃いものは災害後に設立されたもの（災害後型）。

トーンの薄いものは予防のために設立されたもの（予防型）。



<参考資料3>

文化庁平成26年度の概算要求・要望（一部抜粋）



専門人材の確保(国立文化施設における組織整備)

文化財防災・救出センター(仮称)整備

《目的》

東日本大震災等における文化財等救出の対応を踏まえ、文化庁文化財等災害対策委員会との連携の基、動産文化財等の救出等を担当し、救出に必要なネットワークの形成や人材養成、非常災害発生時の対応などを行う、「文化財防災・救出センター(仮称)」を(独)国立文化財機構に設置する。

《名称》 文化財防災・救出センター(仮称)

《組織》

・国立文化財機構本部事務局内に設置  
(文化財等の種類や被災地域などに関係なく、横断的な対応が必要。)

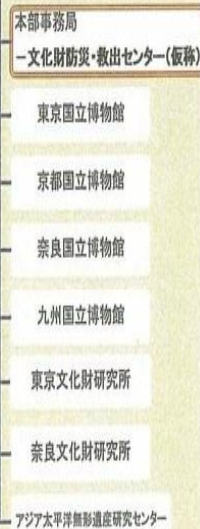
《主な業務》

- ・保存科学等に基づく応急措置等の調査研究
- ・文化財防災・救出に関する情報収集
- ・文化財防災・救出に関する指導・助言、研修
- ・有事において機能する文化財防災・救出ネットワークの構築
- ・東日本大震災により被災した文化財等の救出等
- ・有事における文化財等救出・応急措置等

《人員:5名》

- センター長 1名
- 専門職員 1名
- (文化財防災・救出に関する情報収集、有事において機能する文化財防災・救出ネットワークの構築)
- 主任研究員 3名(東京、京都、九州に配置)
- (保存科学等に基づく応急措置等の調査研究、文化財防災・救出に関する指導・助言・研修)

国立文化財機構



《期待される効果》

- ・被災した文化財等の修復等に対応できる人材の養成
- ・文化財の種類を超えた全国的ネットワークの構築
- ・有事の際、文化財等の救出への即応性の強化 等

国立フィルムセンター(仮称)整備

《目的》

我が国の映画の振興をより一層図るとともに、新たに、デジタル技術による保存方法やフィルム映画に関する技術継承等へ対応するため、現在、東京国立近代美術館の下部組織に置かれているフィルムセンターを「国立フィルムセンター(仮称)」として(独)国立美術館に設置し、諸外国と比較して遅れている国立映画機関の組織整備を図る。

《名称》 国立フィルムセンター(仮称)

《組織》

・国立美術館に一機関として設置  
(現行:東京国立近代美術館の一部局)

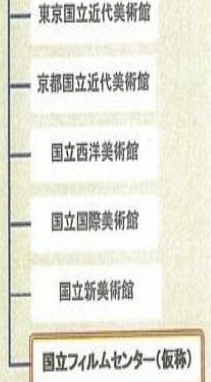
《主な業務》

- ・デジタル映画の保存方法の調査研究
- ・映画フィルム保存技術の継承
- ・国際機関との連携強化

《人員:現行8名→20名(12名増)》

- (増員内訳)
- 館長 1名
- 副館長 1名
- 研究員(映画保存、資料保存) 3名  
(デジタル技術による映画フィルムの保存等)
- 研究員(情報・図書) 1名 (所蔵フィルムのデジタル化及び公開等)
- 研究員(教育普及) 1名 (映画保存技術者の養成、教育普及)
- 研究員(国際関係) 1名 (諸外国映画機関の対応、)
- 総務課長 1名、事務職員 3名

国立美術館



《期待される効果》

- ・我が国の映画アーカイブに関する国内外へ発信、発言力の強化
- ・デジタル映画の保存に関する取組の推進
- ・フィルム映画の保存のための人材養成等

『平成26年度文化庁概算要求・要望参考資料』29頁による。

## <参考資料4> 文化財の保護と活用に関する分科会審議経過

平成 23 年

- 12月26日 文化財の保護と活用に関する分科会（第1回）
  - 分科会設置

平成 24 年

- 3月30日 文化財の保護と活用に関する分科会（第2回）
  - 委員決定、今後の進め方について
- 6月1日 文化財の保護と活用に関する分科会（第3回）
  - 埋蔵文化財の社会的役割について
- 9月27日 文化財の保護と活用に関する分科会（第4回）
  - 災害と考古学の関わりについて
- 12月27日 文化財の保護と活用に関する分科会（第5回）
  - 地域住民主体の文化財保護について

平成 25 年

- 7月27日 文化財の保護と活用に関する分科会（第6回）
  - 東日本大震災における埋蔵文化財発掘調査の現状と問題点
- 9月30日 文化財の保護と活用に関する分科会（第7回）
  - 災害基本法、災害モニュメントについて
  - 「提言」の方向性
- 12月26日 文化財の保護と活用に関する分科会（第8回）
  - 地域住民の文化財保護意識の向上について
  - 「提言」素案の検討

平成 26 年

- 2月17日 文化財の保護と活用に関する分科会（第9回）
  - 報告書骨子案について
  - 「提言」原案の検討
- 5月2日 文化財の保護と活用に関する分科会（第10回）
  - 報告書査読結果への対応と修正
  - 地域住民の文化財保護意識の向上について（次期への引き継ぎ）

- 5月30日 日本学術会議幹事会（第193回）
  - 提言「文化財の次世代へのたしかな継承—災害を前提とした保護対策の構築をめざして—」について承認